

連続立体交差事業の事業評価手法の概要

費用便益分析について

- ・ 基本的には道路・街路事業費用便益マニュアルと同様の手法により評価を実施する。
- ・ ただし、以下の2点については独自の手法を用いる。
 - ）踏切におけるリンクの設定方法
 - ）踏切解消に伴う交通事故解消便益の算定方法

客観的評価手法について

- ・ 基本的には街路事業の客観的評価手法をベースとする。
- ・ ただし以下の視点より項目の追加、削除、修正を行う。
 - ）まちづくりに関する効果、鉄道利用者の利便性向上の効果等について連続立体交差事業独自の項目を追加する。
 - ）表現が連続立体交差事業について修正を行う。
 - ）連続立体交差事業の効果として適切でないものを削除する。